

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

FEBRUARY 26TH 2020

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- IMFの2020年GDP成長率予測 中国0.4P下方修正 世界0.1P下方修正
- 全人代 新型肺炎で開催延期 新たな開催日未定

【貿易・投資】

- 中国の対米報復関税 65品目を適用除外 個別輸入についても除外申請受付開始

【産 業】

- 1月の70大中都市住宅価格 前月比・前年比ともに上昇都市は減少

【金融・為替】

- 人民銀行 3か月ぶりの最優遇貸出金利引き下げで实体经济を支援

■ RMB REVIEW

- 新型肺炎に関する報道で軟調推移が続く

■ EXPERT VIEW

- 新型コロナウイルス感染症の蔓延下における賃金の取扱い

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆IMFの2020年GDP成長率予測 中国0.4P下方修正 世界0.1P下方修正

IMFのゲオルギエワ専務理事は22日、サウジアラビアで開かれたG20財務相・中央銀行総裁会議の場で、2020年の中国のGDP成長率について、新型コロナウイルスの感染拡大が中国の経済活動を混乱させていると指摘し、1月に発表した「世界経済見通し」の改訂の予測6.0%から0.4ポイント引き下げて5.6%としたことを明らかにした。世界経済については、0.1ポイント程度下がるとの見通しを示した。1月時点では3.3%と予測していた(図表参照)。

同理事は、新型コロナウイルスについては不確実性が大きく、感染拡大を抑え込み、中国とその他影響を受けている国・地域が正常に復するまでに要する時間によって多くのシナリオが起こり得、確かな予測を示すことはできないと説明。そのうえで、「公表された政策が実行され、中国経済が第2四半期に正常化し、結果的に世界経済への影響が比較的小さく短期的」とする想定に基づく予測として、2020年の中国の経済成長率を5.6%に下方修正した。一方で、感染拡大がより長期化、グローバル化した場合にはさらに厳しいシナリオを想定していることも明らかにした。

＜IMFの2020年経済成長率予測＞

地域	「世界経済見通し」 (2020年1月)		G20でのゲオルギエワ理事 の発言 (2020年2月)	
	2020年 成長率(%)	2019/10 時点 からの修正幅	2020年 成長率(%)	2020/01 時点 からの修正幅
世界	3.3	(▲0.1)	3.2	(▲0.1)
中国	6.0	(+0.2)	5.6	(▲0.4)

(出所) IMFの発表を基に作成

◆全人代 新型肺炎で開催延期 新たな開催日未定

全国人民代表大会(全人代:日本の国会に相当)の常務委員会は24日、北京で3月5日から開催予定だった第13期全人代第3回会議の開催延期を正式に決定した。足元の新型肺炎の防疫対策を最優先させるためとし、新たな開催日は別途発表するという。

全人代は向う1年間の中国経済の運営指針を審議・決定する重要な会議で、通常毎年3月に開催されるが、全国から数千人の代表者が北京に集まることは感染リスクの拡大に繋がりがかねないことや、地方の防疫体制が手薄になる可能性があることを踏まえて開催延期に至ったものと見られる。

【貿易・投資】

◆中国の対米報復関税 65品目を適用除外 個別輸入についても除外申請受付開始

中国国務院関税税則委員会は21日、対米報復関税第3弾(600億ドル相当の米国製品に5~25%の追加関税)の対象から、新たに65品目(リスト1:55品目、リスト2:10品目)を適用除外品目に認定したことを発表した^(注1)。適用除外品目の発表は昨年9月以来3回目となり、計87品目に上る(図表1)。

今回の適用除外品目には木材、半導体製造装置部品、医療機器などが含まれ、2020年2月28日から1年間適用される。既に納付された追加関税分のうち、リスト1の55品目については還付されるとしている。

【図表1】中国の対米報復関税における適用除外品目＞

	発表日	対象の対中 制裁関税	除外 品目数	適用期間
1回目	2019/9/11	第1弾 第2弾	16	2019/9/17~2020/9/16
2回目	2019/12/19	第1弾 第2弾	6	2019/12/26~2020/12/25
3回目	2020/2/21	第3弾	65	2020/2/28~2021/2/27

(出所) 中国国務院関税税則委員会の発表を基に作成

また、同委員会は18日、今年1月に締結された米中通商協議「第1段階の合意」に基づき、対米輸入拡大の強化の一環として、現在追加関税を適用している696品目について、市場原理に基づく輸入買付分の追加関税を免除することを発表した^(注2)。

具体的には、同委員会が3月2日より「適用除外オンライン申請システム」(注3)を通じて企業からの申請を受け付け、輸入買付計画・金額を含む申請内容を審査する。認可された企業は認可金額の範囲で追加関税が1年間免除される。

696品目には大豆、肉類、原油、液化天然ガス、工業・電子製品、個人消費財など幅広い製品が含まれる。さらに、これ以外の品目についても、企業が追加関税賦課による影響を説明できれば申請は可能となっている。

(注1) 通達及び対象品目の詳細は下記中国財政部のサイトに掲載

国务院関税税則委員会「対米追加関税第2期の第1回適用除外リストについての公告」(税委会公告[2020]3号)

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200221_3472600.htm

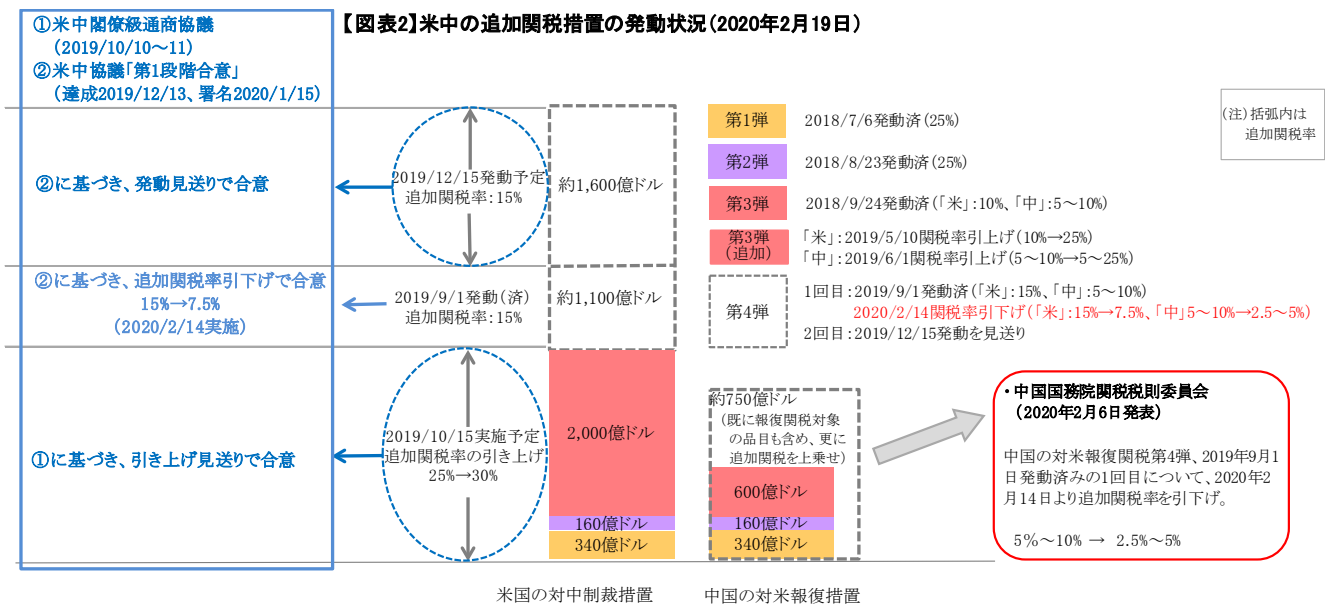
(注2) 通達及び対象品目の詳細は下記中国財政部のサイトに掲載

国务院関税税則委員会「対米追加関税の対象商品の市場化買付分の適用除外についての公告」(税委会公告[2020]2号)

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202002/t20200218_3470901.htm

(注3) 「適用除外オンライン申請システム」は下記中国財政部のサイトからアクセス

<https://gszx.mof.gov.cn>



【産業】

◆1月の70大大都市住宅価格 前月比・前年比ともに上昇都市は減少

国家統計局は17日、1月の70大大都市の住宅価格指数を発表した。

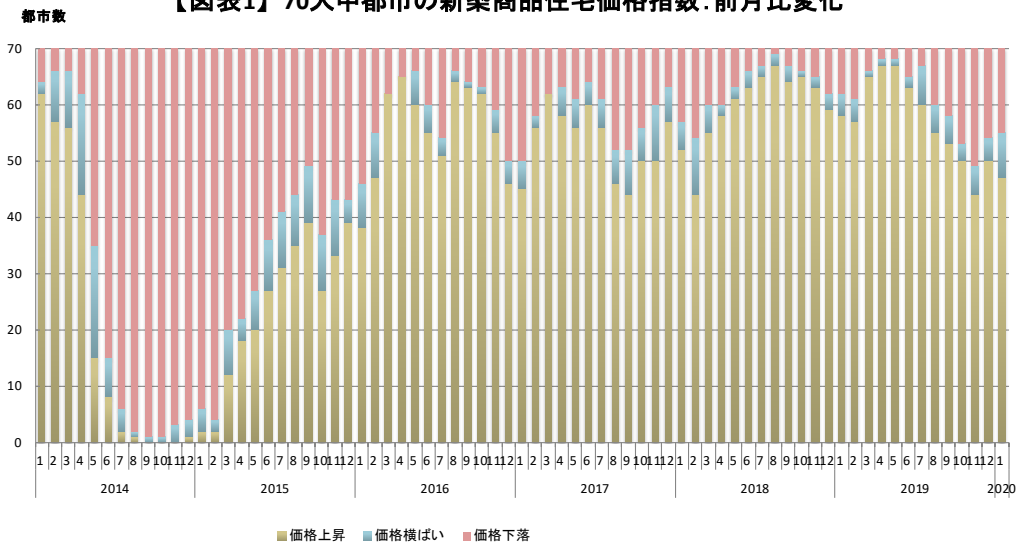
新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から3都市減少して47都市と、2ヶ月ぶりに減少。下落した都市は前月から1都市減少して15都市となった(図表1)。一方、前年同月比で価格が上昇した都市数は前月から2都市減少して66都市で、4都市が下落した(図表2)。

前月比で上昇幅が大きかった都市は、錦州市(遼寧省)の+1.4%、三亜市(海南省)の+1.3%、唐山市(河北省)の+1.2%など。下落幅が大きかったのは、太原市(山西省)の▲0.6%、福州市(福建省)、済南市(山東省)、貴陽市(貴州省)、宜昌市(湖北省)、湛江市(広東省)の▲0.5%などだった。都市の規模別の上昇幅を見ると、一線都市(注)は前月の0.2%から0.4%に拡大した一方、二線都市(注)は0.3%から0.2%、三線都市(注)は0.6%から0.4%と、いずれも前月から縮小した(図表3)。

前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、フフホト市(内モンゴル自治区)の+14.8%、西寧市(青海省)の+14.7%、大理市(雲南省)の+14.1%など。下落したのは、岳陽市(湖南省)と瀘州市(四川省)の▲2.1%、韶關市(広東省)の▲0.5%、済南市の▲0.3%だった。都市の規模別の上昇幅は、一線都市が前月から横ばいの3.8%、二線都市は7.3%から6.9%、三線都市は6.7%から6.4%と縮小傾向が続いている(図表4)。

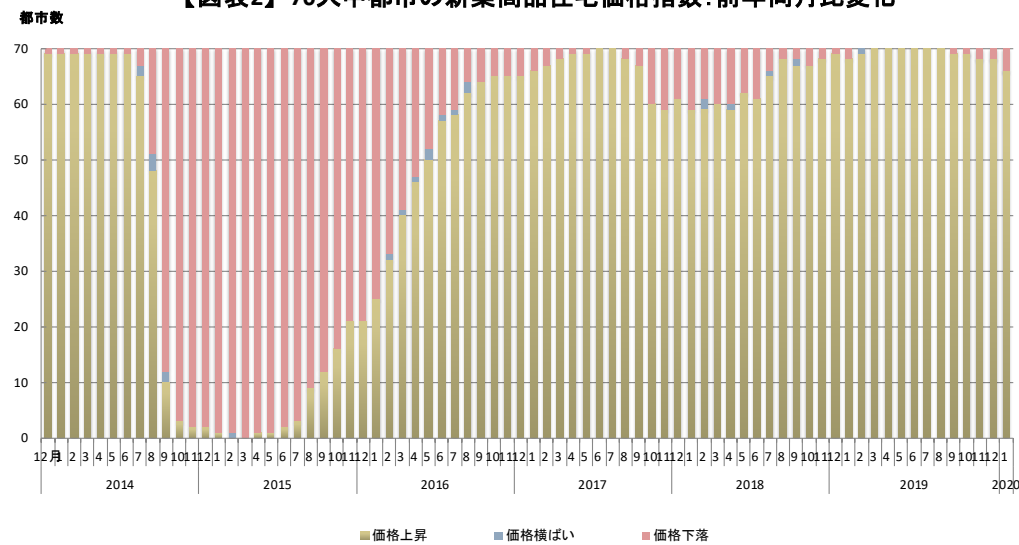
(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市:省都、副省都都市を含む31都市
 三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【図表1】70大中都市の新築商品住宅価格指数:前月比変化



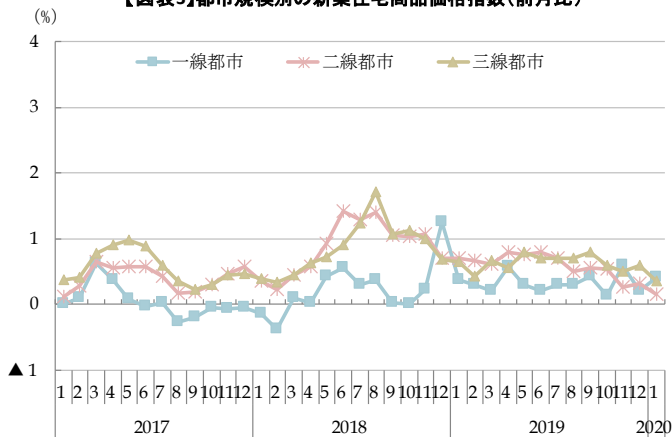
(出所) 国家统计局の公表データを基に作成

【図表2】70大中都市の新築商品住宅価格指数:前年同月比変化



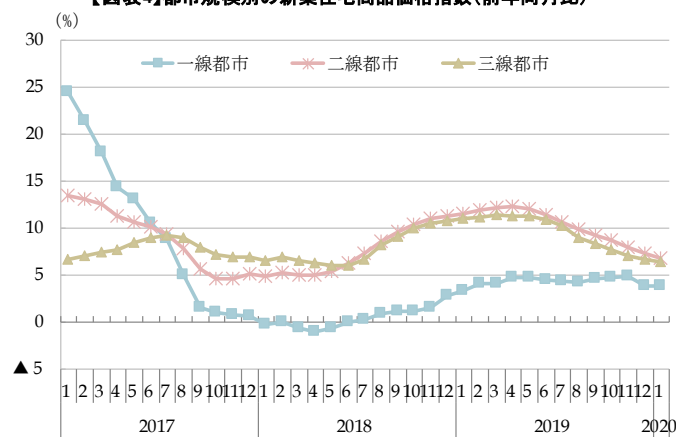
(出所) 国家统计局の公表データを基に作成

【図表3】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前月比)



(出所) 国家统计局の公表データを基に作成

【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前年同月比)



(出所) 国家统计局の公表データを基に作成

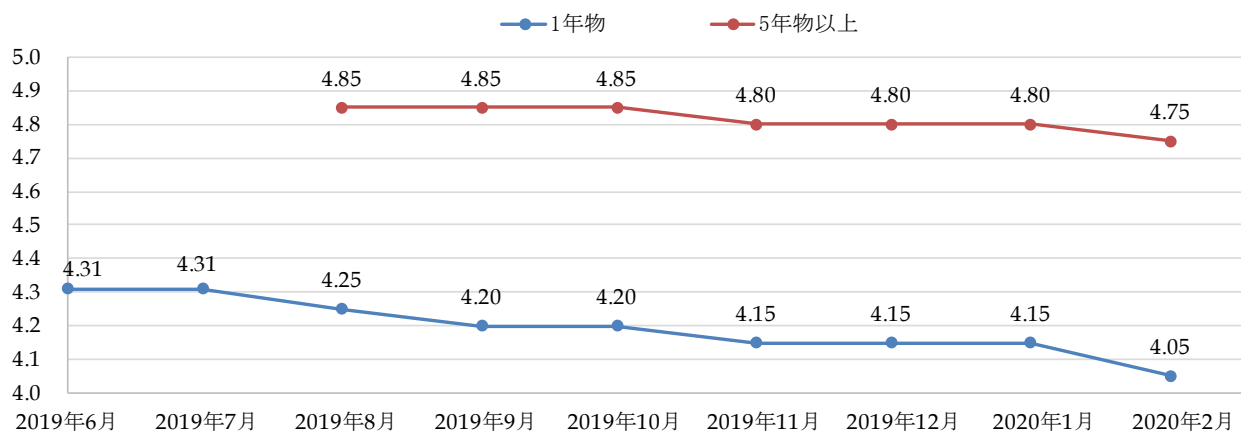
【金融・為替】

◆人民銀行 3 か月ぶりの最優遇貸出金利引き下げで实体经济を支援

人民銀行は 20 日、政策金利である最優遇貸出金利 (LPR: Loan Prime Rate) を引き下げた。「1 年物」は前月より 0.1 ポイント引き下げて 4.05%、「5 年物以上」は前月より 0.05 ポイント引き下げて 4.75%とした。

LPR は人民銀行が昨年 8 月に実施した金融制度改革^(注)により銀行貸出の際の参照金利となるもので、毎月 20 日に発表される。今回の引き下げは昨年 11 月 20 日以降 3 か月ぶりで、実質の利下げとなり、引き下げ幅についても、「1 年物」は▲0.1 ポイントと昨年 8 月以降最大だった。实体经济の融資コストを低下させ、新型コロナウイルスの影響で資金繰り難に陥った中小企業を支援することが政府の狙いと見られる。

<最優遇貸出金利(LPR)の推移>



(出所) 人民銀行の公表データを基に作成

(注) 人民銀行が 2019 年 8 月 17 日に実施した LPR 制度改革の概要: 金融制度改革の一環として、金利波及メカニズムの向上等を図る改革。銀行に対し貸出の際の参照金利をこれまでの貸出基準金利から LPR に切り替えるよう指示するとともに、18 銀行が報告する貸出金利を基に算出される LPR を毎月 20 日に公表する等としている。公表する LPR の種類は従来の「1 年物」に加え「5 年物以上」を新たに追加した。

RMB REVIEW

◆新型肺炎に関する報道で軟調推移が続く

・今週(2/17～)のレビュー

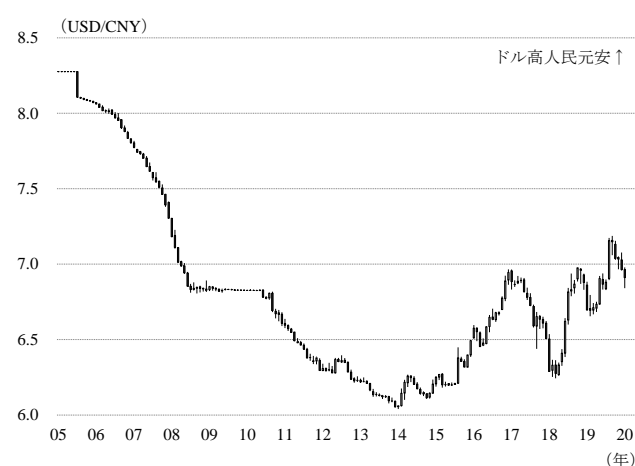
今週の人民元対ドル相場は、週初 17 日に 6.9815 で寄り付くと、じり高で推移した。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、中国人民銀行(中銀)は、昨年 11 月以来となる 1 年物中期貸出ファシリティー(MLF)金利の引き下げを実施(▲10bp、3.15%)。中国政府が新型コロナウイルスへの対応策として減税や不要な政府支出の削減等を表明したこともあり、人民元は一時、週間高値となる 6.9729 まで上昇した。だが、3 月に予定されている全人代の延期の可能性などが報じられると、感染拡大の抑制に関する不透明感が再び台頭し、人民元は反落した。20 日に中銀は、銀行貸出の指標金利であるローンプライムレート(LPR)の引き下げ(1 年物▲10bp の 4.05%、5 年物▲5bp の 4.75%)を発表したが、大方の事前予想通りの内容に、相場の反応は限定的であった。人民元は 21 日には年初来安値を更新する 7.0375 まで下落し、本稿執筆時点でも安値圏での推移が続いている(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(12/1～2/21)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) 各種資料より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

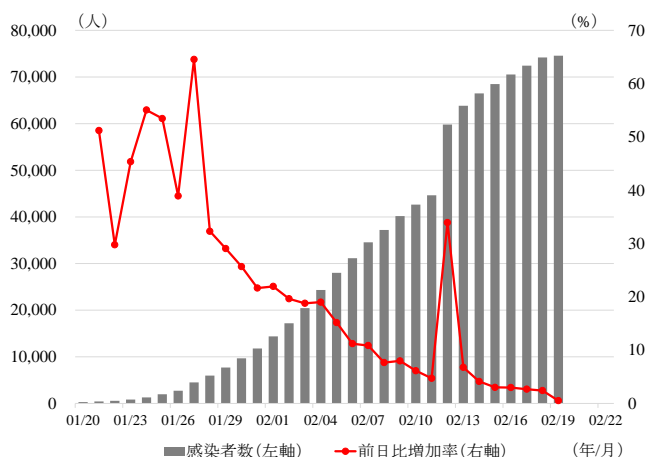
・中国当局は小幅な人民元安水準を志向か

今週の人民元対ドル基準値の設定には、小幅な人民元安バイアス(=人民高抑制)がみられた。19 日には昨年 12 月以来となる 7 元台に設定され、以降 7 元台での設定が続いている。ドルの上昇に加え、中国当局は足元の経済情勢を踏まえて小幅な人民元安水準を志向しているようにみえる。

・中国国内の新型ウイルスの感染者数は、認定基準変更で大幅に増加も増加率は鈍化傾向

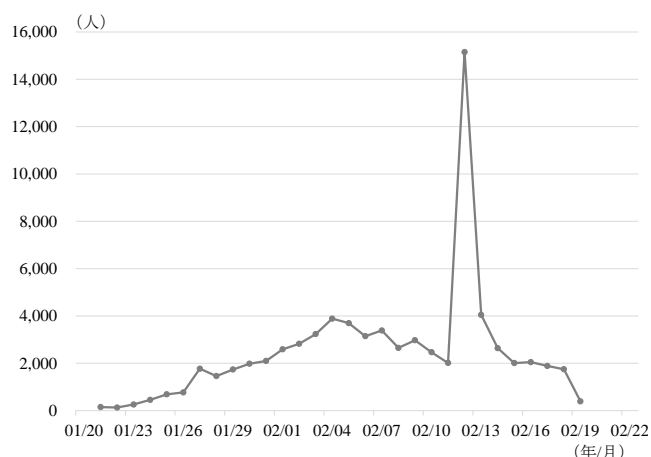
中国国内における新型コロナウイルスの累計感染者数は、2 月 19 日時点で 74,576 人となった。感染者数の前日比増加率は緩やかな鈍化傾向にあり、感染者数の前日比増加数も先週から減少傾向が鮮明となりつつある(第 2、3 図)。だが、20 日に世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長は「この(減少)トレンドは心強いが、気を緩めているゆとりはない」と言及。この状況が今後も続くとの判断は時期尚早との見解を改めて示している。

第2図：中国国内のウイルス感染者数累計と前日比



(資料) 中国国家衛生健康委員会より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第3図：中国国内のウイルス感染者数累計の前日比



(資料) 中国国家衛生健康委員会より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週 (2/24～) の見通し

今週の人民元相場も新型コロナウイルスに関する報道に振られる展開となった。感染者数増加率は鈍化傾向にあるものの、情勢は引き続き予断を許さない。来週以降も、本件に関する情報に左右される展開となろう。当面の市場の注目材料は、新型ウイルスの感染拡大が中国景気や世界景気に与える影響に移っている。17日には国有資産監督管理委員会の高官が、国内の様々な産業への影響は主に2月に表れるとの見通しを示した。来週は重要経済指標等の発表は予定されていないものの、既に中国は景気下支えのための政策対応を進めている(第1表)。金融緩和を受けた人民元安も見込まれ、人民元は軟調な推移となりそうだ。また、ウイルスの感染拡大による景気減速リスクが強く警戒されている中、先行き不透明感の高まりも相場の下押し材料として意識されやすい。このため、人民元は引き続き軟調推移が続くと見込んでいる。

第1表：新型コロナウイルスへの中国の主な政策対応

発表日	政府機関	概要
1月27日	外貨管理局	新型肺炎に関わる調達・寄付金等の、送金・受取・元転手続き等を簡素化・迅速化する通知を発表
1月28日	中国人民銀行・外貨管理局	2月3日より銀行間市場取引・清算業務を再開
2月3日	中国人民銀行	金融安定を維持する為、金融市場再開に合わせ、公開市場操作で1.2兆元を市場に供給
2月3日	国务院	通信・電気・ガス等の生活インフラにつき、料金未払いでも供給を継続
2月7日	財政部・税務総局	防疫物品の増産投資・防疫用品等生活必需品の運送役務収入・公共運送収入等への税の減免
2月10日	商務部	外資企業の創業再開支援に係る通達(防疫用品調達への協力、行政手続き簡素化等)を発表
2月10日	中国人民銀行	重点物資関連企業(注)を対象とした中銀貸出・利子補給による融資支援
2月17日	中国人民銀行	中期貸出ファシリティ(MLF)金利の引き下げ1年物(▲10bp、3.15%)
2月20日	中国人民銀行	ローンプライムレート(LPR)金利の引き下げ1年物(▲10bp、4.05%)、5年物(▲5bp、4.75%)
2月20日	人力资源社会保障省	年金、失業、傷害の社会保険料の企業負担分を5千億元規模で減免

(注) 医療物資や生活必需品の生産、輸送、販売を行う企業
(資料) 各種資料より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(2月21日作成) グローバルマーケットリサーチ

MUFG BK CHINA WEEKLY (February 26th 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2020.02.17	6.9828	6.9719~ 6.9833	6.9807	0.0012	6.3545	-0.0061	0.8986	-0.0006	7.5668	0.0034	1.5500	3,126.60	69.82
2020.02.18	6.9831	6.9831~ 7.0077	7.0052	0.0245	6.3801	0.0256	0.9012	0.0026	7.5853	0.0185	2.2100	3,128.02	1.41
2020.02.19	7.0080	6.9886~ 7.0136	6.9941	-0.0111	6.3516	-0.0285	0.8999	-0.0013	7.5545	-0.0308	2.1200	3,117.99	-10.03
2020.02.20	7.0100	7.0040~ 7.0289	7.0153	0.0212	6.2845	-0.0671	0.9022	0.0023	7.5708	0.0163	1.4500	3,175.36	57.37
2020.02.21	7.0261	7.0261~ 7.0434	7.0386	0.0233	6.3062	0.0217	0.9036	0.0014	7.6037	0.0329	2.0800	3,185.33	9.97

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

新型コロナウイルス感染症の蔓延下における賃金の取扱い

黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 包 香玉

<概要>

- 全国的に延長された2月2日までの春節休暇期間の取扱い→通常の200%の賃金
- 各地方政府が延長した期間の取扱い→北京市は通常の賃金（在宅勤務等の手配をすればよい）、上海市は通常の200%の賃金
- 隔離された期間、医療観察期間等の取扱い→通常の賃金
- 感染症の確定診断を受けた場合の取扱い→医療期間における賃金（北京市は最低賃金基準の80%、上海市は医療期間及び勤続年数によって本人の賃金の40%~100%）
- 会社が生産・営業を停止した場合の取扱い（生産停止・営業停止が一つの賃金支給周期内である場合）→通常の賃金
- 会社が生産・営業を停止した場合の取扱い（生産停止・営業停止が一つの賃金支給周期を超える場合で、かつ、従業員が通常どおり労働を提供していないとき）→生活費（北京市は最低賃金基準の70%、上海市は使用者と労働者の間で約定した金額（但し最低賃金基準を下回ってはならない））

1. 問題の所在

新型コロナウイルスによる肺炎の蔓延により、中国国務院は、2020年1月27日に「2020年春節休暇期間の延長についての国務院弁公庁の通知」¹(以下「国弁発明電[2020]1号」といいます)を公布し、全国的に春節休暇期間を2月2日まで延長し、2月3日月曜日より通常どおりの出勤とすることを公表しました。もっとも、新型コロナウイルスによる脅威を受け、一部の地域²を除き、多くの地方政府は、さらなる休暇期間の延長、又は柔軟な業務体制の実施を行うよう通知しています。例えば、上海市では、「本市企業の営業再開及び学校の始業を遅延させることについての上海市人民政府の通知」³(以下「上海市通知」といいます)において、一部の企業(都市運営上の必要、感染症の蔓延防止・コントロール上の必要、大衆の生活上必要のある企業等)を除き、2月9日の24時まで営業再開をしてはならないとし、また北京市では、「新型コロナウイルスへの感染による肺炎の蔓延防止・コントロール期間における本市企業による柔軟な業務手配に

¹ 国弁発明電[2020]1号、2020年1月26日公布、施行

² チベット自治区、青海省、新疆自治区(石河子市を除く)、寧夏自治区、甘肅省、陝西省(西安市を除く)など。

³ 2020年1月27日公布、同日施行

ついでに北京市人民政府の通知⁴(以下「北京市通知」といいます)において、一部の企業(都市運営上の必要、感染症の蔓延防止・コントロール上の必要、大衆の生活上必要のある企業等)を除き、2月9日の24時までの間、在宅勤務の条件を備える企業は、在宅勤務でしかるべき業務を遂行するよう手配しなければならず、在宅勤務の条件を備えない企業についても、従業員に業務を行わせる際には、時差出勤、フレックスタイムなど労働時間を柔軟に計算する方式を採用しなければならないものとし、人を集合、集中させてはならないとしています。

もつとも、全国的な春節期間の延長期間、地方ごとの春節期間の延長期間や、従業員が実際に肺炎に罹患してしまい出勤ができない場合等において、具体的に賃金をいくら支払えばよいかについて疑問が生じている企業が少なくないように見受けられます。このため、本稿では、新型コロナウイルスによる肺炎蔓延期間における従業員の賃金の取扱いについて、現在の中国における規定状況をご紹介します。

2. 各場合の賃金支払いに関する規定

(1) 全国的に延長された2月2日までの春節休暇期間の取扱いについて

国弁発明電[2020]1号通知は、全国的に延長された2月2日までの春節休暇期間において、「感染症の蔓延防止、コントロールのために休暇を取得することができない従業員については、『中華人民共和国労働法』⁵の規定に基づき振替休日を手配しなければならず、未消化の休暇期間の賃金報酬は関連政策に従って保障、実行しなければならない」旨を規定しています。振替休日を手配できることからすれば、当該春節休暇延長期間の休暇の性質は、法定の祝祭日ではなく、通常の休日であると考えられます。このため、仮に当該期間に勤務を手配した場合には、上記のとおり振替休日を手配する必要があり、振替休日を手配できない場合には、通常の200%の賃金を支給する必要があります(労働法第44条第2号)。

(2) 各地方政府が延長した期間の取扱いについて

ア 北京市の場合

北京市については、北京市通知によれば、2月9日の24時までの間、企業は営業できないわけではなく、従業員について在宅勤務等で業務を遂行するよう手配する必要があるにとどまります。このため、この期間(8日と9日は除く)に勤務させたとしてもこれは通常の勤務に該当し、通常の賃金を支払えば足りる。なお、8日と9日は通常の休日ですので、仮に当該期間に勤務を手配した場合には、振替休日を手配する必要があり、振替休日を手配できない場合には、通常の200%の賃金を支給する必要があります。

⁴ 京政発[2020]3号、2020年1月31日公布、同日施行

⁵ 主席令第28号、1994年7月5日公布、1995年1月1日施行、2018年12月29日最終改正公布、同日最終改正施行

イ 上海市の場合

上海市通知第 1 条が言及する期間(つまり 2 月 9 日の 24 時まで)については、上海市人的資源・社会保障局が 2020 年 1 月 28 日にそのオフィシャルウェブサイトにおいて「企業の営業再開遅延に関する問題に関する上海市人的資源・社会保障局の公式回答」を公表し、当該期間に勤務を手配し、振替休日を取得させることができない場合には、通常の 200%の賃金を支給する必要がある旨を明確にしています。

(3) 隔離された期間、医療観察期間等の取扱いについて

この点について、「新型コロナウイルスへの感染による肺炎の蔓延防止・コントロール期間における労働関係の問題を適切に処理することについての通知」⁶(以下「人社廳明電[2020]5 号通知」といいます)第 1 条は、「企業は、新型コロナウイルスに感染した肺炎患者、疑似症患者、濃厚接触者でその隔離・治療期間又は医学観察期間にある企業の従業員、及び政府が隔離措置を実施したり、他の緊急措置を講じたりしたことにより、通常どおり労働を提供することができない企業の従業員について、この期間の賃金報酬を支払わなければならない」旨を規定しています。

また、具体的な賃金の金額については、北京市人的資源・社会保障局公布の「感染症の蔓延防止・コントロール期間における当市の人的資源・社会保障に関する業務を一層しっかりと行うことについての通知」⁷第 1 項第 1 項や、上海市人的資源・社会保障局公布の「新型コロナウイルスへの感染による肺炎の蔓延に対応し、支援・保障措置を実施することについての通知」⁸において、通常どおりの賃金を支払わなければならない旨が明記されています。

(4) 感染症の確定診断を受けた場合の取扱いについて

新型コロナウイルスへの感染について確定診断を受けた患者が治療を受ける医療期間については、企業は、従業員が病気に罹患した場合の医療期間に関する規定に従って病気休暇賃金を当該従業員に支給することになります(「企業従業員が病気に罹患し又は業務外の理由で負傷した場合の医療期間についての規定」⁹(以下「医療期間規定」といいます))。なお、医療期間は、本人がこれまでに勤務した合計年数及び現在の所属先における勤続年数に基づき、3 か月から 24 か月の範囲で決定することになります(医療期間規定第 3 条)。

医療期間における賃金の取扱いは、地域によって異なります。北京市及び上海市では以下のとおりです。

⁶ 人社廳明電[2020]5号、2020年1月24日公布、同日施行

⁷ 2020年1月31日公布、同日施行

⁸ 2020年1月27日公布、同日施行

ア 北京市の場合

北京市の医療期間の賃金は現地の最低賃金基準の 80%とされています(「北京市賃金支給規定」¹⁰第 21 条)。

イ 上海市の場合

上海市の場合、医療期間中の賃金の規定はやや複雑です。具体的には、以下の表のとおりとされています(「病気休暇賃金の計算についての上海市労働保障局の公告」¹¹第 1 条)。

医療期間	現在の所属先における勤続年数	賃金基準
6 か月以内の場合	2 年未満の場合	本人の賃金の 60%
	2 年以上 4 年未満の場合	本人の賃金の 70%
	4 年以上 6 年未満の場合	本人の賃金の 80%
	6 年以上 8 年未満の場合	本人の賃金の 90%
	8 年以上の場合	本人の賃金の 100%
6 か月を超える場合	1 年未満の場合	本人の賃金の 40%
	1 年以上 3 年未満の場合	本人の賃金の 50%
	3 年以上の場合	本人の賃金の 60%

なお、以下の点にも留意が必要です。

上記待遇が、上海市の前年度の月平均賃金を上回る場合、その金額を支払うことが許されています。上記待遇が、所属先の月平均賃金の 40%を下回る場合、その金額まで補填する必要があります(但し、本人の元の賃金水準及び上海市の前年度の月平均賃金を上回って補填する必要はありません)。また、所属先の月平均賃金の 40%が、上海市の最低賃金基準の 80%を下回る場合には、その金額まで補填する必要があります。上記でいう本人の賃金とは、通常勤務において取得する賃金の 70%で計算します。

(5) 会社が生産・営業を停止した場合の取扱いについて

「人社廳明電[2020]5 号通知」第 2 条によれば、感染症の蔓延の影響により生産・経営が困難となった場合、なるべく人員を削減しないようにしたり、削減を少なく抑えたりするため、企業は従業員と合意することにより、賃金の調整、交替勤務、労働時間の短縮等の方式を採用して職場を安定させることができます。

また、同通知第 2 条は、企業の営業停止・生産停止が一つの賃金支給周期内である場合には、企業は労働契約に定められる基準に従って賃金を従業員に支給しなければならないものの、一つの賃金支給周期を超える場合で、かつ、従業員が通常どおり労働を提供していないときは、企業は生活費を支給すればよい

⁹ 労部発[1994]479号、1994年12月1日公布、1995年1月1日施行

¹⁰ 北京市人民政府令第142号、2003年12月22日公布、2004年1月22日施行、2007年11月23日改正公布、同日改正施行

旨を規定しています。

生活費の基準は各省、自治区、直轄市において規定されており、例えば、北京市は最低賃金基準の70%とされ(北京市賃金支給規定第 27 条)、上海市は使用者と労働者の間で約定した金額(但し最低賃金基準を下回ってはならない)とされています(上海市企業賃金支給弁法¹²第 12 条)。

3. 実務上の注意点

新型コロナウイルスによる肺炎の蔓延は、現時点では終息の見通しが立たない状況と言わざるを得ず、今後、所属する従業員が肺炎に罹患したり、生産・営業を停止したりせざるを得ない状況となることも予想されます。このため、所属する従業員の状況、自社の状況を把握しつつ、正確に従業員の賃金を算出できる体制を整えていくことが重要であると考えられます。また、中央政府、地方政府の関連規定、関連通知も新たなものが公布され続けているため、その動向も注視する必要があると考えます。

以上

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2020 年 3 月 26 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

¹¹ 2004年11月1日公布、同日施行

¹² 滬劳保綜発[2003]2号、2003年1月17日公布、同年4月1日施行、2016年6月27日改正公布、同年8月1日改正施行